

浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画
協力協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画（以下「**避難支援計画**」という。）及び浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画実施規程（以下「**実施規程**」という。）に基づき、浦添市（以下「市」という。）及び避難支援計画の趣旨に賛同した事業所等が浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画協力協定（以下「**協力協定**」という。）を結ぶために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「**避難行動要支援者**」とは、実施規程第2条第1項第1号に定義されるものをいう。
- (2) 「**協力機関**」とは、実施規程第2条第1項第3号に定義されるものをいう。
- (3) 「**協力協定**」とは、避難支援計画を推進するため、市と同計画の趣旨に賛同した事業所等（協力機関）の間で締結された協定をいう。
- (4) 「**個別避難計画**」とは、実施規程第2条第1項第4号に定義されるものをいう。

(協力協定の申込み・締結)

第3条 実施規程第4条に基づく協定の締結にあたり、市は、同条に定める事業所等に対し協力機関への登録を募集するものとする。

- 2 協力機関として**申込**をしようとする事業所等は、「浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画協力**申込書**」（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の**申込**があったときは、当該**申込**をした事業所等と「浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画協力協定書」（様式第2号）を締結する。
- 4 市長は、前項の**協力機関**を「浦添市**災害時**避難行動要支援者避難支援計画協力**機関名簿**」（様式第3号）に登録し管理するものとする。
- 5 協力機関は、前項の規定により登録した事業所名、所在地又は代表者の役職及び氏名に変更が生じたときは、「浦添市**災害時**避難行動要支援者避難支援計画異動届出書」（様式第4号）を市長に届け出るものとする。
- 6 協力機関は、協力協定の解除をしようとするときは、「浦添市**災害時**避難行動要支援者避難支援計画協力協定解除願」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、協力機関が前項の提出をしたとき、又は**協力機関として適当でない**と判断したときは、「浦添市**災害時**避難行動要支援者避難支援計画協力協定解除通知書」（様式第6号）により、協定を解除するものとし、協力機関は、第3条第3項に定める協力協定書及び**関係書類**を市に返還しなければならない。

(協力事項)

第4条 協力機関の協力事項は、避難支援計画の推進に係る次の各号のとおりとする。

- (1) 浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画に関する周知及び案内
- (2) 名簿等の受領
(作成希望提供同意者名簿、個別避難計画提供同意者名簿、個別避難計画)
- (3) 個別避難計画の作成支援及び避難支援者選定への協力
- (4) 災害時における協力
- (5) 平常時における見守りへの協力

(手数料)

第5条 実施規程第5条第6項に定める手数料は、以下の表のとおりとする（すべて、消費税及び地方消費税を含む）。

業務の内容	手数料
新規の個別避難計画を作成した時（1件につき）	4,200円
更新の個別避難計画を作成した時（1件につき）	2,100円

- 2 前項に規定する手数料につき、協力機関は「個別避難計画作成手数料請求書」（様式第7号）に別表第1に掲げる書類を添え市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により手数料の請求を受けたときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(遵守事項)

第6条 協力機関は、実施規程第12条に定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年8月5日部長決裁）

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。

別表第1（第5条関係）

添付書類	(1) 個別避難計画 (2) その他関連書類
------	---------------------------